4

B'.4.0.0.1(第四巻)

B'.4.0.0.1

対日平和条約関係
準備研究関係
第四巻

B'.4.0.0.1(??)

目次

第一巻

1. 平和条約問題研究幹事会関係　自昭和20年11月
2. 国際委員会及び審議室設置運営関係　自昭和21年8月

第二巻

3. 平和条約の時期及び手続　自昭和22年6月
4. 平和条約関係特殊問題に対する意見及び日本現状に関する資料　自昭和22年6月
5. 平和条約一般的見解　外務省　自昭和22年6月

第三巻

6. 平和条約関係重要会談記録　自昭和21年1月
7. 平和条約後における日本の安全保障に関する各種論策　自昭和22年10月
8. 対日平和予備会議招請問題の現段階（調書）　自昭和22年12月
9. 対日平和会議招集問題の経過一覧表　自昭和23年1月

B'.4.0.0.1（寸四册）

第四巻（10〜14）　第四巻（15〜16）　第五巻（17〜19）

No.	件名	年月
10.	対日平和の現段階（調書）	昭和23年6月
11.	対日平和問題の現段階と「平和条約前の平和」の問題（調書）	自昭和23年6月
12.	対日平和問題の経過及び現状（調書）	自昭和23年12月
13.	対日平和条約想定大綱関係	自昭和22年11月
14.	平和条約前におけるイタリアの主権回復と正常国際関係への復帰	自昭和23年10月
15.	ドイツにおける民政移管の方式（調書）	自昭和　年　月
16.	ドレーパー使節団と日本側関係者との会談	自昭和23年4月
17.	平和条約に関する日本政府の一般的陳述（英文）	自昭和24年6月
18.	国際情勢の見通しと対日講和	自昭和24年12月
19.	マジョリティ・ピース対策研究作業	自昭和24年11月

外務省

B'4.0.0.1([illegible])

← 第六巻　←　← 第六巻 ←

番号	件名	期間
20.	イタリア平和条約の成立の経緯とその内容	昭和25年1月
21.	戦争状態終了の宣言関係	自昭和25年1月
22.	中ソ友好同盟条約の解説	自昭和25年2月
23.	講和条約の手続問題	自昭和25年2月
24.	平和条約と日本の領土	自昭和　年　月
25.	吉田総理・ピアソン加外相会談準備書類	自昭和25年2月
	外務省	
26.	セパレート・ピース成立後における日本と講和条約	自昭和　年　月
	不参加国との関係	自昭和25年3月
27.	最近の国際情勢について	自昭和25年5月
28.	平和問題に関する基本的な立場	自昭和25年5月
29.	戦後の日本の移り変り(調書)	自昭和25年6月
30.	戦争状態終了宣言に関する総理の質問に対する説明	自昭和25年7月

B'.4.0.0.1([illegible])

第七巻 ← → 第六巻

31. 講和の心構え　昭和25年9月

32. 双務的単独講和方式に関する考察　自昭和25年8月

33. 国際情勢についての一考察　自昭和25年10月

34. 講和問題に関する決議、意見、要望書類　自昭和26年2月

35. 参考資料　自昭和21年3月

外務省

B.4.0.0.1 ([illegible])

11 対日平和問題の現段階と「平和条約前の平和」の問題（調書）

B'.4.0.0.1（第四巻）

解除
第7回公開

昭和二十三年六月三十日

対日平和問題の現段階と「平和條約前の平和回復」の問題

取扱注意

條約局條約課

目次

	頁
一、対日平和会議問題	一
二、米國の対日政策の変化	六
三、平和條約前の正常関係復活の先例	一四
(一)イタリア	一五
(二)バルカン三國	一八
(三)オーストリア	二〇
四、米國の対日新政策遂行の法的根拠とその限界	二三
五、平和條約前の平和と主権の恢復	
(一)事実上の平和の可能性	二五
(二)わが國の主権の部分的恢復	二六
(三)外交権の恢復の問題	二七
(四)結語	三一

B.4.0.0.1(第四巻)

一、対日平和会議問題

対日平和会議開催の問題は、一年前に比し、いささかの進歩をも示していない。一般に対日平和条約の内容に付ては、対独条約よりも連合国間に意見一致を見易いものと予測され、従来対日平和会議開催の困難は、条約内容そのものよりも会議開催の方式に付て、連合国間の合意が成立し難いことに在ると考えられていたものである。

、客年三月十七日マ元帥の対日平和条約早期締結方の提唱により促進せられ、七月十一日米政府の予備会議開催方の提案により具体化せられた本件会議開催問題は、次の如き意見対立(客年末稿、対日平和予備会議招請問題の現段階参照)し、拒のまま何等の進歩を見ることなく一九四七年を経過した。

(イ)米案——極東委員会参加国全部を以て予備会議を構成し、拒否権なしの三分の二多数決とする

(ロ)ソ連案——四大国外相会議で草案を議定する

(ハ)中国案——極東委員会参加国で構成するが、四大国の拒否権は維持する

本年初頭ソ連は、四大国外相会議方式を依然唱導しつつも、他の極東委員会参加国は、右外相会議に諮問的資格で参加を許さるべきであるとの見解を付して、特別外相会議の招集を提案した(注)。右提案は、一のソ連の譲歩として注目されたが、四大国拒否権維持の点は依然変わらず、英国先ず反対し、米国

も正式回答は出さないが、マーシャル国務長官はソ連案の受諾し難い旨を言明し(一月九日)、中国又右提案を拒否するに至り、結局対日平和会議問題の具体的進展を促す契機とならずに終った。

(注)この提案は、十二月五日付の王世杰外交部長の申入れに対する回答として行われたもので(回答の写しは、同時に米、英両国政府に送達された)この回答においてモロトフ外相は、対日平和条約作成のため一月中に特別外相会議を招請するよう提案するとともに参加国の役割につき次の通り述べている。

(1) 対日平和条約起草の仕事は、すべて米、英、ソ、華四国外相会議が担当すべきである。

(2) その他の極東委員会参加国は外相会議の下部機構たる委員会、分科委員会、情報機関、諮問委員会に参加を許されるに過ぎないが、外相会議はこれら諸国の利益を十分考慮し審議すべきものとする。

(モスクワ放送一月四日AFP)

B'.4.0.0.1(第四巻)

その後、後述するように諸般の情勢によつて米國の対日政策の變化が急角度に顯著となり、米國としては、対日平和会議早急開催への従来の努力を一擲放棄し、占領政策の範囲内において独自の対日援助政策を進める方針に轉じたと見られるに至つた。

このような米國の態度の變化に対し、濠洲及び英國は、対日平和の早急実現のため、米國に働きかけている旨傳えられている。

(注)英國政府は、ソ連の参加不参加に拘わらず対日講に参加した連合國全部で近く対日平和会議を開くよう工作しており、米國政府に対し、英國及び英連邦諸國は、対日平和会議の早期開催は、太平洋における安定回復のためぜ非とも必要であると信ずる旨通告したと傳えられ(五月十三日ロンドンAP)、濠洲政府も同様の見解を米國政府に通達したといわれる(シドニー放送五月十五日UP)。

このような働きかけにも拘わらず、米國は昨年自らイニシアティブを取つた時の態度に比し、対日平和会議問題には極めて氣乗薄な態度に變わつている。その理由としては、國内的には大統領選挙戦を控えて多忙なこと、対外的には依然対欧援助に重点が置かれていること、及び根本的にはまず米ソ間の対立が解決されなければ平和條約の如き恒久的事態の設定は避くべきであるとの見解がとられているものと看取せられること等が挙

げられるが、対日平和処理問題に固有の理由としては次の如き事情が考えられる。

(一)実質問題

対日平和処理の基本問題に関し、当初考えられていたほど簡単に他の連合國の合意が得られるとは考えられなくなつてきた。特に米國の最近の対日動向にみられる寛大政策には、既にその動きが見られる如く関係諸國の強い反対が予想される。従来は、大体において同調を予想せられていた英連邦との意見一致も困難な点があることが明りようになつてきた程

(注)例えば、産業水準に関しては、米國が相当程度の高水準を認めんとするに対して、その他の諸國は、低水準を主張する。米國は、右水準の設定を賠償基準決定の目的のための暫定的問題と考え、將來日本産業が發展する場合は、その水準を上まわることも許さるべきであると考えているに対し、英連邦その他の諸國では、右産業水準は日本産業が到達すべき最高限度を規定するものとすべきであるとしている(五月二十日UPワシントン)。

(二)手續問題

米國としては拒否権なしの三分の二多数決はかつて自ら唱導したところであるが、右の如く実質問題において米國の意図するところが他の諸國のそれと遊離してきている現在では必ずしも常にこの方式が米國の利益に合するとはいえない事

B.4.0.0.1（第四巻）

情にある。しかし従来の行懸り上しかく簡単に拒否権容認に傾くこともできないというヂレンマにある。そこで三分の二多数決制と拒否権制とのいずれをとるかは、実質問題の発展如何にかかる訳であり、米國としては、極東委員会への働きかけその他によつて実質問題については、関係諸国の同調がどの程度に得られるかの打診工作に努めての手續問題に付ての最終的態度の決定は当分留保せざるを得ないことになつたものと思われる。

かくてここ当分の間、米國は対日平和会議開催のイニシアティヴをとりそうもないこと（注一）、従つて対日平和の問題が当分棚上げされることはほとんど確実視されるに至つた。（注二、三）

（注）一、このことは最近米國政府関係筋との接触を行つた英國外務次官補デニングによつても確められた（五月三十一日ＵＰ）。

二、ワシントン消息筋では、対日平和会議問題は本年中はもち論、一九四九年の解決も困難であると見透している（六月十三日ＵＰ）。

三、上海六月七日発ＵＰ電によれば中國紙新夜報は、新任駐華ソ連大使ロシチンが、ソ連は、対日平和手續に関する中國案を受諾する用意がある旨非公式に申入れたと傳える。このようなソ華接近はもし事実としても客年度ならともかく現在の段階では最早対日平和促進の契機とはなり難いであろう。

0012

二、米國の対日政策の変化とマ元帥の陸軍長官宛書翰

（一）対日講和問題に対する消極的態度と反比例して、米國の日本占領政策に関する動きは、特に本年初頭以來、顕著なものがある。日本占領政策中、非軍事化、民主化等の軍事的、政治的部面においては、占領開始以來一貫した方向を堅持し、変化の兆を認めないのであるが、主として経済的部面においては百八十度の轉換ともいうべき重大な政策の変化が現われているのである。（注）

（注）本年初頭以來の動きを拾つてみれば左の通りである。

(1) ロイヤル陸軍長官、極東における全体主義の防壁としての日本の強化を主張（一月六日、サン・フランシスコ・コモンウエルス・クラブにおける演説）。

(2) マ元帥、陸軍長官宛書簡（一月十八日附）において、通商制限の緩和、日本人の海外渡航、國内向けの自主的解決を要請。

(3) 極東委員会米國代表マッコイ少将、日本の経済復興を肯定を主張（極東委員会一月二十一日）。

(4) ストライク委員会報告の発表（三月九日）、日本で有効に使用し得る生産施設（第一次的軍需施設を除く）を撤去しないことを勧告。

(5) ＦＥＣ文書第二三〇号（経済力集中排除）の原案撤棄（三月十三日ＵＰ電）

0013

B.4.0.0.1（第四巻）

(6) ドレイパー使節団の来訪（三月下旬―四月上旬）と同使節団の報告（いわゆるジョンストン報告）の発表（五月十九日）、第一次的軍需施設を主たる賠償の対象とするが、そのうち平和的目的のために使用し得るものは残置せしめんとする点でストライク報告より更に低い賠償を提案、日本経済の復興のため輸出の増大（年間十五億ドル）、集中排除の緩和、均衡予算によるインフレの克服を勧告し、右目的のため米国政府ができるだけの経済的援助を与うべきであるとする。

(7) 対日経済援助

従来の対日経済援助は、疾病、社会不安の防止のため直接救済費（ガリオア資金）によつて賄われたが更に経済復興援助費（エロア資金）が付加され、米国議会の審議を終つた。後者としては約一億ドル、前者としては約五億ドル、計約六億ドル程度が議定されている（六月二十日[illegible]）。なお対日繊維原料融資用としての回転基金（一億五千万ドル）法も本極りとなり（六月十八日上院において下院による修正を可決）又米民間銀行による六千万ドル綿花借款も成立した（総司令部渉外局八日発表）

もつとも、米国が占領政策中経済部面を重視し始めたのは決して最近のことではない。マ元帥はつとに占領政策中軍事的及び政治的部面は概ね完了し、経済的部面が重要であるとの趣旨

を述べている。しかし対日経済施策が著しく政治的含蓄を帯びて来たのは比較的最近のことである。一般に対日経済援助のジヤステイフイケーシヨンは、初期には疾病及び社会不安の防止という人道的見地より、次いで米国納税者の負担軽減という経済的見地より與えられ今日に至つているのであるが、本年初頭ロイヤル陸軍長官が「日本を極東における全体主義の防壁」云々といつたのにも明かな如く、政府筋の説明としてもこの経済的援助に政治的理由が付加されるようになつた。

このような米国の対日占領政策の動きを、米国の初期の政策（注）と照合すれば、まさに隔世の感を禁じ得ない。

（注）「降伏後における米国の初期の対日方針」においては「日本国民は平時の要求を満し得るが如き経済を自力により発展せしむべき機会を與えらるべし」（第一部究極の目的）とし、更に「従来の日本の政策は、日本国民に経済上の大破滅を齎らし且つ日本国民を経済上の困難と苦悩の見透しに直面せしむるに至れり。日本の現在の状態は日本自らの直接の行為の結果にして連合国はその蒙りたる損害復旧の重荷を負わさるべし」（第四部経済、三、平和的経済活動）としている。

B.4.0.0.1(第四巻)

(ロ) マ元帥の陸軍長官あて一月十八日付書かんは、上述の米国の政策転換のさなかに発表されたが（注一）、同書かんは、この政策転換の理由に関し最も明りような説明を与えており、且つ対日平和問題と米国の新政策との結び付きについて示唆するところが多いと認められるので左にその内容を検討してみよう。

（注一）同書かんが部内の書かんであるにもかかわらず、特に三カ月余経ってから書かん発表されたのは意味があるように思われ、同書かんの内容が米本国の政策として採用されたことを推測せしめる。昨年対日平和条約早期締結方の三月十七日マ元帥声明があって後、五月九日マーシャル国務長官の条約案起草機関の事務局設置の声明があり、次いで七月十一日米国の対日平和予備会議招請が行われた如く、マ元帥の提唱は、米本国の政策をリードすることが多い。本件書かんの発出もその後のケナン政策企画委員長、ドレイパー陸軍次官、ノース氏事局長等の相継いでの訪日と結び付けて考えられ、しかしてマ元帥の提唱は、現在も逐次実現されてゆく過程に在る。

マ元帥の書かんの内容は(イ)日本占領に関する米国の新政策の理由付けと(ロ)新政策に基ずく具体的措置の提案の二部分より成っている。

(イ) マ元帥による対日新政策の理由付け

マ元帥は(イ)「経済的封鎖」下にある日本の経済的苦境(ロ)事実上「連合国の捕虜」となっている日本国民に対する管理者としての責任及び(ハ)対日平和条約の遅延を挙げている。このうち最も注目すべきは(ハ)に関するマ元帥の見解である。

第一に注意すべきは、マ元帥が対日平和条約は既に締結されをるべきもの（パネト・デニー）であるが、同条約は「予測しうる将来」には締結を望みえないとして、昨春本条約の早期締結方を卒先提唱した同元帥が、右の如き見透しの下に本条約の早期締結を断念したかの観があることである。

第二に注意すべきは、右の如き事態は、米国をして引続き日本管理の義務と責任を負わしむるものとし、その理由として「我々が既に築き上げたものを破壊し、従って今後我国（米国）を戦略的に又経済的に不利な地位に陥し入れる虞のある他国の力の脅威に対し、完全な保障を得られぬ限り、日本における米国の立場は、これを譲ることができない」としていることである。

右は最近ドレイパー陸軍次官が「米国の国旗及び軍隊は目的を達成するまで、日本から撤退しないであろう」と語っていることと符節する（サン・フランシスコ地方世界問題研究会における言明、五月十七日UP）。

(ロ) マ元帥の勧告する具体的施策

B.4.0.0.1（第四巻）

両者か[illegible]の間に介在している具体的施策は、(1)[illegible]制限の緩和(2)日本国民の海外渡航の回復(3)[illegible]問題[illegible]解決の三事項である。

0018

(1) 通商貿易上の諸制限の緩和

「貿易及び通商上の現存諸制限をでき得る限り緩和すること」を提唱し、現在の管理貿易に伴う諸制限を能うかぎり取除き自由な民間貿易への一層の接近を示唆する。

この提案は、ドレイパー使節団によつてもその必要性が確認され、特に政府による貿易管理の諸制限の除去、貿易手続の簡素化が取り上げられている。この具体的施策は、近く発表実施の運びとなるものと見られる。又従来一大障害となつていた円・ドルレートの決定も、現在の段階においては困難な問題を残しているが近く何らかの措置を見るものと思われる。

(2) 日本国民の海外渡航権の回復

「日本市民の海外渡航権を外交・特権の正常の限度にまで回復」という言葉は明確を欠くが、単なる私人としての渡航は個々の場合についてこれまである程度許されていたのであるから、ここでは、私人としての資格での宗教家・実業家・学生等の渡航ばかりでなく、更に国際会議等に派遣せられる政府官吏等公人の渡航をも含めたものと解することができる。

日本人の海外渡航の問題は、従来米国の一方的措置として行われてきた。しかして現在の段階では政府官吏で国際会議参加のため海外渡航を許された場合も、日本政

0019

B.40.0.1（第四巻）

府の代表としてでなく総司令部代表の随員として諮問的資格を有するものに過ぎない。（総司令部代表の随員としての日本人技術顧問の海外渡航につき極東委員会は正式承認を与えた旨六月二十三日発表した）

(3) 国内問題の自主的解決

「国内問題解決の行動の自由を再び与える」という言葉は、降伏文書に示された日本国政府の最高司令官への従属関係を一層緩和し、統治権に対する制限を次第に取り除き、総司令部の国内問題に対する介入をできるだけ避け、日本人自身の自主的解決に委せることを意味するものと見られる。

日本の国内問題に対する介入をなるべく避けるということは、最高司令官のこれまでの政策であつたが、最近この傾向は益々顕著となつてをり、デイレクティヴによる直接指令の数も最近では非常に少くなつた。

要するに本[illegible]、対日講和の遅延とこれに対処する米国の方策を[illegible]までに明確大胆に進言したものであり、米本国政府[illegible]ることが採用により、現段階における米国の対日政策に関する基本的文書となつているものと見ることが出来る。このような政策の具現は、次第にわが国の主権に対する制限を撤廃してゆくとともに、たとえ部分的ではあるにしても、平和条約前に日本を事実上の平和の基礎に置いてゆく方向に進むであろう。

三 平和条約前の正常関係復活の先例

日本について最近動き出したこのような傾向は、平和条約締結前の欧洲諸国においても存したかどうか、ことについて欧洲の先例を検討して見よう。蓋し欧洲の先例はすべてその当日本の場合には当てはまらないが、幾多の点において、今後日本の置かれる地位について示唆を与へるものと認められるからである。

由来今次大戦後の平和処理は、戦闘行為の終止と平和条約の締結との時間的間隔の大である反面、本来ならば平和条約によつて始めて決定すべき問題を、平和条約を待つことなく、なし崩し的に処理し、平和条約はこのようにして出来た既成事実を法的に確認するに過ぎないという部分を含んでいる点に一の特徴を有する。

正常な外交関係及び通商関係も、従来の国際法上の原則としては、平和条約締結によつて法的に全面的な平時関係が設定されて後、始めて認められるべきものと考えられていた。しかしながら、今次大戦後のイタリア、バルカン三国、オーストリア等の諸国は、平和条約の締結による正式の全面的な平和関係が設立されるに先立つて、外交及び通商上の正常関係を認められた。このことは、右の従来の原則を破る一の先例を作つたわけであるが、それは今次大戦後の平和処理の一の特質に由来するものである。左のその先例をみよう。

B.4.0.0.1（第四巻）

（一）イタリア（一九四三年九月三日休戦協定、一九四七年九月十五日平和條約発効）

(1) 米・伊外交関係

米國は、一九四二年一月のリオデ・ジャネイロにおける決議に従つて他の米洲諸國と協議し、又英・ソ両國と協議ののち、一九四四年十月、即ち平和條約発効の三年前イタリアとの外交関係再開を決定した（一九四四年十月二十六日米國務長官代理の声明）。

駐伊米國大使カークの任命は一九四四年十二月七日上院の承認を得た。一方駐米伊大使タルキアーニは、一九四五年三月八日米大統領に信任状を捧呈している。

(2) 佛・伊外交関係

一九四五年二月二十八日、佛（ドゴール政權）、伊（ボノミ政權）は、外交及び領事関係の再開を決定した。駐佛伊大使としては、カルロ、スフォルツァ伯が、駐伊佛大使としては、イタリア問題諸問委員会佛國代表クーヴ・ド・ミュルヴィルがそれぞれ任命された。又佛側はパレルモ及びバリに、伊側は、パリ、トゥールーズ及びマルセイユにそれぞれ領事代理を駐在せしむることに決定した。

(3) その他英、ソともそれぞれ大使を交換している。

このようなイタリアの外交関係の再開を促進したのは、主として休戦協定後イタリアは、共同交戦國の地位を與えられた（一九四三年十月十三日）という政治的理由に基づくものであるが、法理的にも、ドイツの場合とは異なり、種々の制限付ではあるが、イタリア側の主權は認められ、正当なイタリア政府がバドリオ政權の立場で継続しているという見解を取つていること（後の点は一九四五年二月二十四日のマツクミラン連合國委員会議長の説明）によつてジャスティフアイされる。

(4) 中立國との外交関係

中立國との外交関係に関しては、休戦協定中に外交関係断絶を要求する規定はなく、一定の制限の下に存続した。

一九四三年九月二十九日の追加休戦協定第二十五條(イ)は、連合國のいずれかと交戦状態にある國との國交断絶を規定し、(ロ)は、中立國外交官の占領地域よりの引上及び中立國イタリア間の通信を規整する権利を留保している。しかしこの制限も、一九四五年二月二十四日の連合國委員会議長よりの伊政府宛て覚書によつて著しく緩和された。

(5) 貿易の再開

イタリアの貿易再開は、米國との間においては一九四五年十二月六日のバーンズ・タルキアーニの交換公文で合意された。そして一九四六年二月五日以後、日独を除く國とイ